



通所リハビリテーションのご案内

通所リハビリテーションとは、介護認定を受けている方を対象に、
リハビリテーションのために診療所に通う介護保険サービスです。

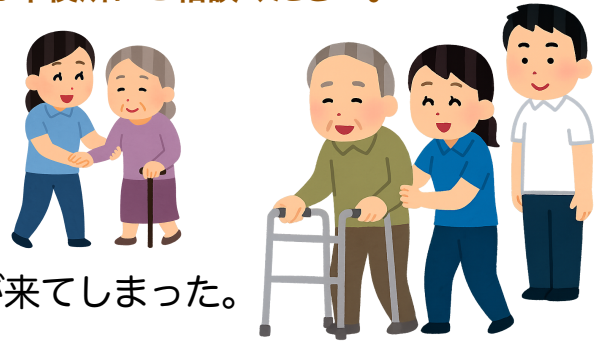
※介護認定をまだ受けていない方は、まずは市役所にご相談ください。

こんな方におすすめです

足腰が弱くなってきた感じがする

以前のように趣味や活動がしたい

以前、医療保険のリハビリをしたが期限が来てしまった。



医療保険のリハビリでは 疾患ごとに期限がありますが、介護保険のリハビリでは「日常生活全般をリハビリと捉えた機能維持」を目標とするため、日数に制限がありません。日常生活の「できない」を「できる」に変えるためのリハビリ、生活動作のアドバイスなどを行います。

1回のリハビリ例 約80分

診療所に到着・受付

血圧測定・体調確認



個別リハビリ



休憩

筋力トレーニング

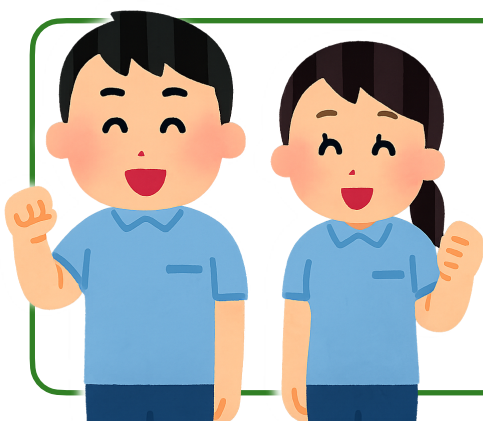


ホットパック



終了 おつかれさまでした

診療所までお越しいただき、専門の理学療法士と一緒に個別リハビリ、最新マシンでのリハビリなどを行います！ 起き上がる・立つ・座る・寝返りをうつなど、日常生活に必要な基本動作の機能維持・回復・予防の訓練をサポートします。



サービス提供時間：①10:30～11:50

火・木・金 ②15:00～16:20

(祝日を除く)

お気軽に ご相談ください！

☎ 0258 - 95 - 2010

(お電話受付時間 平日 9:00-16:00)

裏面もご覧ください

通所リハビリテーションをご利用になるまでの流れ

①お問い合わせ・ご相談（事前見学も可能です）



- 日常生活でお困りのことなど、診療所にお気軽にご相談ください。
- リハビリを組み込んだケアプランを新たに作成する必要があります。担当のケアマネージャー様に、通所リハビリを利用したい旨をお伝えください。
- ※介護認定をまだ受けていない方は、まずは市役所にご相談ください。

②長岡市小国診療所の外来を受診



- 医師の診察を受けて、通所リハビリが必要と判断されれば、リハビリ指示書が発行されます。指示書は3ヶ月に1回の更新（受診）が必要です。
- 診療所のほかに、かかりつけの医療機関がある場合には、必要に応じて「診療情報提供書（※）」をご持参ください。

③ご契約～利用開始



- ご自宅で「サービス担当者会議」を開きます。安心してご利用していただくために、通所リハビリのサービス内容や費用・注意事項などを説明いたします。内容を十分ご確認ください。また、ご利用の契約をお願いします。
- ご利用開始日を決定します。ご利用日になりましたら、診療所までお越しいただき、通所リハビリを開始します。

「これができるようになりたい」
「こんなふうになりたい」

その思いをお聞かせください！

利用者様の願いをかなえるために リハビリの計画を立てて、できることを一緒に増やしていきます！



トレーニングマシン



リハビリ室

（※）

- ・ かかりつけが当診療所でない場合は、かかりつけを受診し、「診療情報提供書」の作成をご依頼ください。
- ・ 「診療情報提供書」が出来ましたら、ケアマネージャー様へご連絡ください。
- ・ かかりつけが当診療所の場合は、「診療情報提供書」は必要ありません。

お問い合わせ先 長岡市小国診療所
通所リハビリ担当：理学療法士 宮澤



電話：0258-95-2010
FAX：0258-95-5212

ご連絡をお待ちしております！

